

検査規程の運用について

1 検査に関すること。

(第3条、第16条関係)

(1) 検査

① 受託検査

長岡地域土地開発公社の請負工事で管理者から検査依頼のあったものは、長岡市建設工事検査規程に準じて検査を行う。

② 臨時検査

完成検査時においては、出来形及び品質の確認が著しく困難になると予想される場合又は特に必要があると認めて工事施工中において当該工事の状況についての適否を判定する場合のほか適正な施工を確保するため工事関係者に指導を行う場合とする。

③ 臨時検査の結果通知

検査員は、臨時検査の結果について、臨時検査結果通知書を作成し、受注者に通知するものとする。

(2) 完成検査

監督員は、原則として検査当日の3日前までに関係書類及び工事成績評定書を検査員に提出するものとする。

(3) 工事成績評定書の作成

工事請負契約の当初請負金額が500万円以上のものとする。

(4) 工事成績評定

① 検査の結果、手直し等があった場合は、手直し前の状態で評定するものとする。

② 工事成績評定書の提出に当たっては、工事主管課長の決裁を得て検査員に提出するものとする。

2 工事検査指示書の取扱いについて

(第18条関係)

(1) 検査の結果、出来形過不足、出来ばえ粗雑、機能不足、強度不足、品質不良等で補修、改造等の手直しを要する場合の指示の区分は、手直し指示書、指示事項、口頭指示とする。

① 手直し指示書（完了後、検査員が再検査を実施する。）

ア 構造物に重大な支障となる手直しを要するもの

イ 手直しの期間が7日以上必要とするもの

② 手直し指示書（完了後、主管課から検査員へ報告する。）

ア 極く限られた範囲のものか又は少数のもので構造物に重大な支障とならないもの

イ 手直しの期間が3日以上7日未満（建築工事にあつては、4日以上7日未満）のもの

③ 口頭指示（完了後、主管課から検査員へ報告する。）

ア 極く部分的な軽微なもので、構造物の機能に支障とならないもの及び後片付け清掃を必要とするもの

イ 手直しの期間が2日以内（建築工事にあつては、3日以内）のもの

(2) 手直しの確認方法

(1) の①に該当する場合は、検査員が再検査を行うものとする。

又、(1) の②及び③に該当する場合は、工事主管課の報告をもって再確認に代えることができる。